

(仮称) 柳島スポーツ公園整備事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答

No.	ページ	要求水準書(案)に関する質問の内容	回答
1	1	柳島スポーツ公園供用開始に伴い相模川河畔スポーツ公園は閉鎖するのですか	公園跡地の活用については、国が進める事業に関連するため、現段階では未定です。
2	3	「ア 防災機能を導入した公園づくり」において「柳島小学校との連携」とあるが、小学校と防災上連携すべき機能等は何を想定していますか。また、事業者はどのような「連携」を求められているのでしょうか。	前段の質問については、要求水準書(案)45頁に記載のとおり、「災害時には、広域避難場所(広域避難地)である本公園と地域防災活動拠点である柳島小学校を接続する空間として活用できる機能」を想定しています。後段の質問については、要求水準書(案)85頁に記載のとおり、「本公園は、茅ヶ崎市地域防災計画において、広域避難場所(広域避難地)に指定されるなど、災害時の活動拠点となることが想定されるため、県、市の防災部局と災害等の緊急時の対応について協議し、災害等緊急時には、市の指示により、場所を提供するとともに、災害応急活動に協力すること。」等の連携を想定しています。
3	3	広域避難場所としての機能はどの程度の人数を想定しているのでしょうか。	最大で約15千人を想定しています。
4	9	基本計画・基本設計の総合競技場平面図について、施設の寸法が明示されていますが、寸法の変更や競技のスペースの配置変更は可能でしょうか。	要求水準を満たすことを前提としたうえで、事業者の提案に委ねます。
5	14	統括管理業務に係る実施体制について、2行目に“設計・建設期間及び維持管理・運営期間において統括管理者をそれぞれ1名配置する。”、5行目に“設計・建設期間及び維持管理・運営期間で同一の者を配置することは可能である。”、16行目に“選定事業者は、統括管理責任者の変更を可能な限り避けることで、業務期間における統括管理業務の質の維持、向上の確保に努めること。”とあります。これらの要求水準において、入札参加者の提案では、統括管理責任者を設計・建設期間と維持管理・運営期間のそれぞれにおいて、同一の者とする場合と当該期間の業務を担当する者の中からそれぞれ別の者を配置する場合は、どちらの方が評価が高いのでしょうか。	統括管理責任者を設計・建設期間と維持管理・運営期間で同一の者とする場合、別の者を配置する場合について、一概に、どちらの評価が高いのかお示しできません。配置する人材の経験及びノウハウ、本事業に係る個別業務を一元的に統括管理し、本事業を取りまとめることができる体制や方法が具体的に提案されているか等によって、評価が変わってきます。
6	14	統括管理責任者が出席すべき会議や委員会の名称や時期・回数はどのようなものを想定されているのでしょうか。	原則として各業務において市とSPC間で実施する打合せについては、全ての出席を求めています。個別業務ごとの時期や回数については、通常の公共施設の設計業務、工事監理業務、建設業務、維持管理業務及び運営業務において、実施するものと同程度を想定してください。
7	15	統括マネジメント業務の要求水準として、本事業の目的や使命を貴市と共有したうえで事業者としての企業理念や経営方針を策定することを求められています。選定事業者の企業理念や経営方針の策定に当たっては、貴市の承認を要すると理解してよろしいでしょうか。	企業理念や経営方針については、ご提案を尊重しますが、市の確認を受けてください。
8	16	文書の保存・整理・管理については電子データによる方法も可能でしょうか。	要求水準に定める範囲において、事業者の提案に委ねます。
9	16	利用者数、利用者の属性の調査は、本公園のどの範囲になるのでしょうか。	総合競技場、テニスコート、更衣室、多目的室、器具庫、駐車場のうち、利用料金を納付する施設・備品等について、100%減免、50%減免、一般利用の別に分けて日別に利用者数を調査してください。また、スポーツ教室事業及び自由提案事業についても、日別に利用者数及び利用者属性を調査してください。なお、自由提案施設については、可能な範囲で利用者数及び利用者属性を調査してください。
10	16	「統括マネジメント業務のうち(イ) 要求水準・施設運営に資する統計・調査を行うとともに、市の求めに応じて、データ等の資料を提出できるように整理・管理すること。」とあります。この統計・調査の頻度は事業者側で提案できるとの理解でよろしいでしょうか。	No.9の回答に記載した内容及び頻度は要求水準として求めますが、これら以外の施設運営に資する統計・調査の内容及び頻度については、事業者の提案に委ねます。
11	17	事業評価業務の要求水準として、運営開始から10年後を目処として、時代の変化や市民のニーズを踏まえた運営業務の内容見直しを求められています。中間評価の結果、運営業務内容を見直すことにより事業内容や費用に変更がある場合は、要求水準の変更や事業費の改定が行われるものと思料します。この場合の事業費変動リスクは、「実施方針」別紙No.77「市の事由による計画変更リスク」、No.79「市の事由による運営費増大リスク」として、貴市のご負担であると理解してよろしいでしょうか。(本事業の運営期間が20年を超える長期に渡ることに鑑み、時代の変化や市民ニーズの変化への対応は、事業者裁量で解決できる範囲を超えているものと思料します。)	その理解で結構です。なお、要求水準の変更の結果、費用が増大する場合だけではなく、減少する場合も想定されます。
12	18	上水道に関して、既存給水管φ50mmの移設工事はいつ頃予定されていますか。また、施工位置をご教示ください。	既設給水管(φ50mm)の移設工事については、平成26年度に実施する予定です。なお、施工位置については、今後の神奈川県企業庁茅ヶ崎水道営業所との協議によりますが、公園の区域を迂回するルートでの設置を想定しています。
13	19	下水道(雨水)に関して、工事期間中の雨水処理は公共下水道(雨水)に接続までの期間は既存農業用排水路に流下する計画と考えてよろしいでしょうか。	既存農業用排水路は、公共下水道(雨水)整備に伴い改修工事を予定していることから、本整備事業区域西側に隣接する市道2581号線の道路排水施設(道路側溝)への接続を想定しています。

No.	ページ	要求水準書(案)に関する質問の内容	回答
14	19	電気に関して、電線共同溝の整備はいつ頃を予定していますか。また、本事業範囲に含まれないと考えて宜しいでしょうか。	電線共同溝については、本事業と並行して電線共同溝実施設計を行う予定であり、平成28年度及び平成29年度で市道0121号線の北側歩道拡幅とともに、整備を予定しています。電線共同溝事業は、本事業範囲外となりますが、本線との接続工事については本業務の範囲となり、工事間の工程調整が生じます。
15	20	区域外付帯事業区域の範囲はどこまででしょうか。	入札公告時には、要求水準書(案)に記載されている「区域外付帯事業区域」を、「道路用地B(国有地)」に修正します。
16	21	防災倉庫は、他の建築施設と同様に、建築物としての維持管理を行うこととし、収容物の購入・管理等は市が行うものと考えてよいでしょうか。	その理解で結構です。
17	21	環境や経済性に配慮した整備として、太陽光発電設備や電気自動車用充電設備等の導入を検討するよう求められています。これらの設備導入を提案する場合の当該設備は、要求施設として貴市のご負担で整備していただけるのでしょうか。それとも自由提案施設として選定事業者が独立採算で整備しなければならないのでしょうか。	太陽光発電設備や電気自動車用充電設備等の導入は必須ではありませんが、設備機器等の選定にあたっては、これらの設備の導入を含めて検討してください。なお、売電等により事業収益を得る場合は、自由提案施設として独立採算で整備して頂く必要がありますが、例えば太陽電池時計塔など、売電を前提としない施設等に導入する場合は、設計業務及び建設業務、維持管理業務に係る対価を含めることは認められます。
18	21	バスロータリーは公共バス停が新たに設置される予定はありますでしょうか。あるとしたらいつ頃になりますでしょうか。	本公園内に新たな公共バスのバス停設置は、現在、予定されていませんが、将来的な設置の可能性は考えられます。
19	21	施設概要に公園部分と建築部分が示されており、建築設計を行う企業の参加資格に求められている屋外体育施設の設計実績に関する施設は公園部分に区分されているように思われますが、この区分は参加資格要件として求められている建築設計と公園設計との区分ではないとの理解でよろしいでしょうか。公園部分の内、屋外体育施設は建築設計業務の範囲として理解してよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
20	22	イ 自由提案施設に関して、「利用者の一層の健康の増進が期待されるもの」とあるが、これは条件になるのか。防災やその他利便性で効果のあるものについては提案範囲外になるのか。	「利用者の一層の健康の増進」は、市として期待する事項ですが、関係法令に基づいたうえで、事業の基本コンセプトに沿った事業内容であれば、自由に提案して頂くことが可能です。なお、自由提案施設の実施条件については、入札公告時にお示しする予定です。
21	22	自由提案事業は、事業期間内にテナントが撤退した場合にはペナルティは発生するのでしょうか。	入札公告時にお示しします。
22	22	自由提案事業を区分所有とした場合の賃料や土地代料はいくらかになるのでしょうか。	実施方針に関する質問に対する回答No.18をご覧ください。
23	22	自由提案施設を別棟とした場合、都市公園法で定められた公園施設の種類の捉われず設置することは可能でしょうか。(仮称 柳島スポーツ公園整備基本計画P104参照)	自由提案施設については、都市公園法第2条及び都市公園法施行令第5条で定められた公園施設でなければなりません。また、自由提案施設を設置する場合、都市公園法第5条「公園管理者以外の者の公園施設の設置等」に基づき設置していただきます。都市公園法運用指針(第2版)(平成24年4月国土交通省都市局)に記載されている法第5条関係の趣旨及び運用に当たっての基本的な考え方を参照いただいた上で、ご提案いただくようお願いします。
24	22	自由提案施設において、「事業終了後は原則として現状回復すること。」とありますが、継続利用は考えていないとの認識でよろしいでしょうか。	実施方針に関する質問に対する回答No.29をご覧ください。
25	22	自由提案施設の形態については、必須施設との区分所有あるいは別棟のいずれでも可能との事ですが、設置場所についても、総合競技ゾーンでもスポーツコミュニケーションゾーンでも良いとの認識でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
26	22	公園部分に関する要求水準の各計画において、「設計時に市と協議を行う」と多岐に亘り記述がありますが、変更に伴って生じる費用は市の負担との理解でよろしいでしょうか。	設計変更による費用分担の考え方については、実施方針「別紙 リスク分担表(案)」No.44及びNo.45をご覧ください。なお、市の指示による設計変更の場合でも、工期の変更を伴わず、かつ選定事業者の提案の範囲を逸脱しない限度での設計変更の場合、市はサービス購入費(対価)の変更を行わないことを予定していますが、具体的な条件は入札公告時にお示しします。
27	22	「ア ゾーニング」における各施設の配置は「図-1を考慮して」事業者が提案することとなっているが、「考慮」とはどのような拘束力があるという意味でしょうか。各施設のおよその配置を図-1のとおりとしなければならないということでしょうか。	その理解で結構です。
28	23	「ア ゾーニング」における公共交通機関には浜見平地・柳島付近を通る路線バス・コミュニティーバスやタクシーが考えられますが、これらの路線延伸等当該公園へのバス・タクシーの乗り入れに関しては市・事業者のどちらが交渉等を行うのでしょうか。	バスやタクシーの乗り入れに関する交渉や調整については、主に市が行います。
29	24	周辺施設との連携、とありますが、周辺施設について具体的に明示いただけますでしょうか。	要求水準書(案)11頁「11 用語の定義」に記載するとおりです。
30	24	国有地②について、国有地②北側の石積擁壁前面に土砂が堆積されている様に見受けられますが、着工時に引き渡される状況をご教示願います。	現況での着工を予定しています。

No.	ページ	要求水準書(案)に関する質問の内容	回答
31	24、25	「イ 前提条件」において、「・造成高はTP+1.5mを基本とし」「盛土用の土砂は、基本設計に従い6,000m ³ を工事着手までに確保する。それ以上に盛土用の土砂が必要な場合は原則選定事業者が調達すること」と記載されていますが、閲覧資料の基本設計図では「計画高+2.0」で計画され土量算定もされています。要求水準書に示されている「必要盛土量6,000m ³ 」の算定根拠及び基本設計成果との関係性をお示しいただけますでしょうか。(調整池や防火水槽、建築物基礎等も考慮した土量と考えるとよろしいでしょうか?)	造成高については、要求水準書(案)に記載のとおり、T.P.+1.5mを基本としてご提案ください。なお、基本設計時においては、基本設計時の土地利用計画を踏まえて、主に総合競技場等はT.P.+2.0mで設計を行っております。工事着手までに市が確保する土量6,000m ³ は基本設計を参考として設定したものです。
32	24	造成条件に関して、市が確保する6,000m ³ の盛土用土砂はいつ頃供与される予定でしょうか。また、敷地までの土砂搬入は市負担と考えて宜しいでしょうか。	平成26年度に市の負担で整備事業区域内に搬入する予定です。なお、6,000m ³ を超える土砂を必要とする場合は、事業者負担となります。
33	25	貴市が6,000m ³ の土砂を確保するとありますが、事業用地までの搬入や敷き均しなどの業務分担を具体的に教えてください。	No.32の回答をご覧ください。なお、仮置きした6,000m ³ の土砂については、事業者の提案に応じた活用をお願いします。
34	25	地形条件に関して、4haの表土についてどの範囲の施工を予定していますでしょうか。また、本事業工事着手前の状況はどのようになっていますか。着手前の造成高をご教えてください。	表土の施工範囲については、入札公告時にお示ししますが、着手前の造成高については、現況高に埋め戻しすることを想定しています。
35	25	地形条件に関して、4haの表土施工の運搬、施工は本事業範囲に含まれないと考えて宜しいでしょうか。	その理解で結構です。
36	25	地形条件で公共工事から発生する土砂を搬入するとありますが、事業用地までの搬入や敷き均しなどの業務分担を具体的に教えてください。	No.33の回答をご覧ください。
37	25	地形条件で「柳島向河原地区農業基盤整備工事報告書」に示す範囲約4haの表土とは何を示すのでしょうか。	「柳島向河原地区農業基盤整備工事」については、現在、柳島向河原地区では、農業振興施策として本事業用地に隣接する周辺農地に対して、本事業区域内の表土を活用し、盛土する作業を行っています。このため、本事業区域内を切土する部分を示しています。
38	25	地盤改良は不要ということより、液状化で改修が必要となった場合の費用は貴市の負担となるのでしょうか。	不可抗力によって整備事業区域の液状化が発生した場合における費用分担の考え方については、実施方針「別紙 リスク分担表(案)」No.34をご覧ください。なお、不可抗力以外の原因による液状化により不陸の発生や施設が損傷した場合の補修及び改修にかかる費用は、事業者の責めに帰すべき事由による増加費用を除き、市が負担することを予定していますが、具体的な条件は入札公告時にお示しします。
39	25	「公園及び総合競技場全体での地盤改良対策は実施せず、…」とありますが、液状化が発生した場合は市の負担との認識でよろしいでしょうか。	No.38の回答をご覧ください。
40	25	地盤条件について液状化対策は実施しないとありますが、地盤の状況により、部分的に必要と判断される場合、予め地盤改良を見込んでよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
41	25	液状化により不陸の発生や施設が損傷した場合の費用負担は、リスク分担表のNo.34不可抗力リスクの通りとの理解でよろしいでしょうか。	No.38の回答をご覧ください。
42	25	2 公園部分に関する要求水準 (2)公園計画 イ前提条件 (ウ)地盤条件において、「液状化により不陸の発生や施設が損傷した場合は、その時点で、市と事業者で協議を行い、補修及び改修を行うことを前提とする。」とありますが、この補修及び改修に要する費用は市の負担によるものとの理解でよろしいでしょうか。	No.38の回答をご覧ください。
43	25	地盤条件の項で、“本事業においては、公園及び総合競技場全体での地盤改良等の液状化対策は実施せず、液状化により不陸の発生や施設が損傷した場合は、その時点で、市と事業者で協議を行い、補修及び改修を行うことを前提とする。”とありますが、当該補修及び改修に要する費用は本事業の提案事業費には含まず、別途、貴市がご負担いただけるものと理解してよろしいでしょうか。(当該事象は不可抗力に相当するものと思いますが、顕在化した場合の補修及び改修費用は多大になることが予想され、また、貴市が事前に実施した「既往調査報告書」において液状化層の存在が確認されているにもかかわらず当該対応を前提とされることは、貴市のリスク負担であると思料します。)	No.38の回答をご覧ください。
44	25	各施設の要求水準のメイン園路の項で、“歩行者、自転車、車イス、ベビーカー、ジョギングランナー等が利用可能な幅員を確保すること。”とありますが、p20に記載の整備方針では、“歩行者用の園路と分離したジョギングコースを整備する。”とあります。本事業で整備するジョギングコースは、メイン園路として歩行者用園路と同ルートで整備するが、走路位置を路面標示等で明確に分離すれば要求水準を満たすと理解すればよろしいでしょうか。	要求水準書(案)31頁に記載のとおり、ジョギングコースは可能な限り歩行者用園路と分離することとしますが、やむを得ず一部歩行者用園路と重複する場合には、走路位置を明確にしてください。
45	25、26	メイン園路とサブ園路の使い分けの定義はどのようなものでしょうか。	総合競技場付近をメイン園路とし、それ以外はサブ園路とします。
46	25、26	園路は歩行者と自転車の分離は必要でしょうか。	分離は必須ではありませんが、安全に配慮した提案を期待しています。
47	25、26	基本計画にある園路の幅員等は最低限必要な要求水準となるのでしょうか。	基本計画に示している園路の幅員等は最低限必要な要求水準ではありません。バリアフリーの観点から、誰もが安全かつ円滑に移動できる幅員が確保されるよう提案してください。

No.	ページ	要求水準書(案)に関する質問の内容	回答
48	26	緑地・広場ゾーンは、ターゲットボードゴルフ等のニュースポーツにも利用できる多目的な空間とすることが求められています。ターゲットボードゴルフ場の設置は必須と考えてよろしいですか。	ターゲットボードゴルフ場の設置は必須ではありません。
49	27	“駐車場の料金徴収方法は選定事業者の提案によること。”とあることから、本事業で整備する駐車場については、利用料金制を導入し、当該利用料金については、選定事業者の収入となると理解してよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
50	27	「(7)園路・広場・駐車場・エントランス等」におけるバスロータリーにおける停留所等の整備はバス運行会社・タクシーではなく、市が本事業で行うのか。その場合、停留所の仕様は事業者の提案とするのか。	停留所等設置の可能性については、No. 18の回答をご覧ください。また、バスロータリーの整備については、停留所等が設置されることを想定して提案してください。
51	27	公園施設全般において、「太陽光発電や省エネルギー器具等の導入を検討すること」とありますが、太陽光発電や省エネルギー器具の導入は必須項目と考えてよろしいでしょうか。それとも、環境に配慮する取り組みがなされていれば太陽光発電や省エネルギー器具の導入に限らないのでしょうか。	No. 17の回答をご覧ください。
52	29	「津波・水害避難場所」の要求水準に関して、「T. P. + 6. 0 0 m以上となる場所に避難できる空間」とは、「T. P. + 6. 0 0 m以上」である必要はあるのか。「津波の高さ以上となる場所に避難できる」と置き換えることは可能か。	「T. P. + 6. 0 0 m以上」については、「津波の高さ以上となる場所に避難できる」と置き換えることはできません。
53	29	ヘリコプター臨時離着陸場とは、航空法79条ただし書の規定による場外離着陸場のうち、防災対応離着陸場を指すとの理解でよいのでしょうか。	その理解で結構です。
54	29	「(エ)防災施設」におけるヘリコプター臨時離着陸場の確保すべき空間以外の具備すべき性能や設備はないものとしてよいのでしょうか。	その理解で結構です。
55	29	「(エ)防災施設」におけるヘリコプター臨時離着陸場の申請については、資料作成を含め運行者が行うとの理解でよいでしょうか。	その理解で結構です。
56	29	「(エ)防災施設」におけるヘリコプター臨時離着陸場における進入経路等を想定するに当たり、本公園付近で気象観測は行われているのでしょうか。また、周囲の生涯物件等の確認は行われているのでしょうか。これらが行われていない場合、本件設計等に含まれているのでしょうか。	気象観測や、詳細な周囲の障害物件等の確認は行っていませんので、設計業務に含まれるという理解で結構です。
57	29	ヘリコプターの離着陸できる空間とありますが、地上面積を確保出来れば良いとの理解でよろしいでしょうか。	No. 54の回答をご覧ください。
58	29	総合競技場のインフィールドを人工芝にした場合に、公認は4種となるが、公認既定の中で走幅飛、砲丸、円盤投等で「各1か所以上、一部を欠いてもよい」とあるが、欠いてよい一部はどの範疇か?	現行の規定では、総合競技場のインフィールドを人工芝にした場合、公認陸上競技場第4種となりますが、公認陸上競技場第3種に準拠した設備及び要求水準書(案)に記載されている設備以上のものを設置してください。
59	29	トラックの規格は障害物競走用の設備は設けないという認識でよろしいでしょうか?	要求水準書(案)29頁の「水濠を設置すること。」との記載のとおり、障害物競走設備の設置を求めています。
60	32	“接続先の公共下水道が整備されず敷地内における雨水排水の流末が確保されない場合、暫定的な流出抑制施設や暫定水路整備については、別途追加検討業務及び工事となるとの理解でよろしいでしょうか?”	その理解で結構です。
61	32	“接続先の公共下水道が整備されず、敷地内における雨水排水の流末が確保されない場合は、暫定的な流出抑制施設や敷地外の暫定水路整備等について、事業者と市で協議の上、対策を講じるものとする。”とありますが、提案時の雨水排水計画は、公共下水道への接続を前提として提案すればよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
62	32	“接続先の公共下水道が整備されず、敷地内における雨水排水の流末が確保されない場合は、暫定的な流出抑制施設や敷地外の暫定水路整備等について、事業者と市で協議の上、対策を講じるものとする。”とありますが、提案時の雨水排水整備費用との間に差額が生じる場合は、事業費の変更が行われると理解してよろしいでしょうか。(当該事業費の変更に伴う、合理的な範囲での資金調達に係る金融費用の変更も含まれます。)	その理解で結構です。
63	32	“接続先の公共下水道が整備されず、敷地内における雨水排水の流末が確保されない場合は、暫定的な流出抑制施設や敷地外の暫定水路整備等について、事業者と市で協議の上、対策を講じるものとする。”とありますが、当該措置は暫定的であるため、事業期間中において恒久的な対策が講じられ、当該恒久対策工事についても選定事業者が実施する場合は、事業費の変更が行われると理解してよろしいでしょうか。(当該事業費の変更に伴う、合理的な範囲での資金調達に係る金融費用の変更も含まれます。)	その理解で結構です。

No.	ページ	要求水準書(案)に関する質問の内容	回答
64	32	受電方針において“・・・、電線共同溝の整備計画があるため、この電線共同溝より受電することを原則とする。”とある一方、“・・・電線共同溝整備が、公園開園後となった場合は、周辺の電柱から架空により引き込みを行い、将来的に、電線共同溝からの引き込みが可能となるような配管を整備する。”とあります。これらのことから、提案時の受電計画は、当該電線共同溝からの受電を前提として提案し、当該電線共同溝の整備が遅延する場合は、架空線からの受電と電線共同溝への配管整備のみに変更されることになり、事業費の変更が行われると理解してよろしいでしょうか。(当該事業費の変更に伴う、合理的な範囲での資金調達に係る金融費用の変更も含まれます。)	その理解で結構です
65	32	受電方針において、“・・・電線共同溝整備が、公園開園後となった場合は、周辺の電柱から架空により引き込みを行い、将来的に、電線共同溝からの引き込みが可能となるような配管を整備する。”とありますが、当該電線共同溝の整備が遅延する場合は、本事業の事業範囲としては、架空線からの受電と電線共同溝への配管整備のみを実施すればよいと理解してよろしいでしょうか。(本施設の受電部から電線共同溝までの1次側の配線工事は、別途、貴市が実施されるとの理解です。)	No. 64の回答をご覧ください。
66	32	(6)電気計画 ア受電方針 において「電線共同溝整備が、公園開園後になった場合は、周辺の電柱から架空により引き込みを行い」とありますが、この架空による引き込みに要する費用は別途、貴市より支払われるのでしょうか、あるいは、予め提案価格に含めておく必要があるのでしょうか。	No. 64の回答をご覧ください。
67	33	電気通信計画の接続方針において、“・・・、電線共同溝の整備計画があるため、この電線共同溝より接続することを原則とする。”とある一方、“・・・電線共同溝整備が、公園開園後となった場合は、周辺の電柱から架空により引き込みを行い、将来的に、電線共同溝からの引き込みが可能となるような配管を整備する。”とあります。これらのことから、提案時の接続計画は、当該電線共同溝からの接続を前提として提案し、当該電線共同溝の整備が遅延する場合は、架空線からの接続と電線共同溝への配管整備のみに変更されることになり、事業費の変更が行われると理解してよろしいでしょうか。(当該事業費の変更に伴う、合理的な範囲での資金調達に係る金融費用の変更も含まれます。)	その理解で結構です。
68	33	電気通信計画の接続方針において、“・・・電線共同溝整備が、公園開園後となった場合は、周辺の電柱から架空により引き込みを行い、将来的に、電線共同溝からの引き込みが可能となるような配管を整備する。”とありますが、当該電線共同溝の整備が遅延する場合は、本事業の業務範囲としては、架空線からの接続と電線共同溝への配管整備のみを実施すればよいと理解してよろしいでしょうか。(本施設から電線共同溝への配管工事は、別途、貴市が実施されるとの理解です。)	No. 67の回答をご覧ください。
69	33	(7)電気通信計画 ア接続方針 において「電線共同溝整備が、公園開園後になった場合は、周辺の電柱から架空により引き込みを行い」とありますが、この架空による引き込みに要する費用は別途、貴市より支払われるのでしょうか、あるいは、予め提案価格に含めておく必要があるのでしょうか。	No. 67の回答をご覧ください。
70	33	植栽計画については、供用開始時期にはどの程度成長した樹種を配置すればいいのでしょうか。	要求水準書(案)20頁の「市民の“からだ”や“こころ”の健康増進に寄与する施設整備を行う」や21頁の「周辺環境への影響低減に配慮した公園整備を行う」に記載されている整備方針を踏まえた機能を満たす程度とし、詳細は事業者の提案に委ねます。
71	34	イ広場(エ)動物の生息空間を創出…。とは、どのような動物を指しているのですか。	広く一般的な種に加え、既存文献及び「(仮称)柳島スポーツ公園自然環境調査等業務委託」において確認されている重要種であるヒバリ、ツバメ、カワラヒワ、モズ、アズマヒキガエル、ヒバカリの生育環境に配慮した空間の創出を想定しています。
72	34	地下式調整池計画の基本方針において、“地下式調整池の容量は、・・・市と協議を行い決定すること。”、“許容放流量は、・・・市と協議を行い決定すること。”、“ポンプ施設は、・・・市と協議を行い決定すること。”と3項目について貴市との協議を求められていますが、入札参加者は、提案書提出前にこれら3項目について貴市との協議が可能と理解してよろしいでしょうか。	地下式調整池の容量、許容放流量、及びポンプ施設の性能は、要求水準に定める範囲において、事業者の提案に委ねます。
73	34	(10)地下式調整池計画 ア基本方針において、「地下式調整池の容量は、「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続き及び基準等に関する条例」に準拠し、市と協議を行い決定すること。」とありますが、これは各提案者が提案前に個別に市と協議や相談を行ったうえで、各提案者が独自の容量を提案するというのでしょうか。	No. 72の回答をご覧ください。
74	36	建築施設部分にかかる基本方針において、“大幅な形状の変更に当たっては、市と協議を行うこと。”とありますが、入札参加者は、提案書提出前にこの点について貴市との協議が可能と理解してよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に定める「大幅な形状の変更に当たっては、市と協議を行うこと。」とは、事業契約締結後に、ご提案いただいた建築施設の形状変更を行う場合の規定です。

No.	ページ	要求水準書(案)に関する質問の内容	回答
75	36	建築施設部分にかかる基本方針において、“大幅な形状の変更に当たっては、市と協議を行うこと。”とありますが、基本設計を尊重する観点から、大幅な配置の変更は認められないと理解してよろしいでしょうか。	「(仮称)柳島スポーツ公園整備基本計画・基本設計業務(平成23年2月)」の位置づけについては、要求水準書(案)21頁に示すとおりです。建築施設部分の形状や配置計画については、要求水準に定める範囲において、事業者の提案に委ねます。
76	36	建築施設部分にかかる基本方針について、「市と協議を行う」とありますが、協議する時期はいつでしょうかご教示願います。	No.74の回答をご覧ください。
77	36	建築施設部分にかかる基本方針について、「市と協議を行う」とありますが、変更に伴って生じる費用は市の負担との理解でよろしいでしょうか。	No.26の回答をご覧ください。
78	37	建築環境総合評価システムの導入において、“なお、評価項目及び評価ランクについて、「CASBEEかながわ」の評価基準を満たすことが困難な場合は、市と協議を行うものとする。”とありますが、入札参加者は、提案書提出前にこの点について貴市との協議が可能と理解してよろしいでしょうか。	事前協議は行いませんが、求めるランクを「Aランク以上」ではなく、「B+ランク以上」に修正します。また、「なお、評価項目及び評価ランクについて、「CASBEEかながわ」の評価基準を満たすことが困難な場合は、市と協議を行うものとする。」を削除します。
79	37	建築環境総合評価システムの導入において、“なお、評価項目及び評価ランクについて、「CASBEEかながわ」の評価基準を満たすことが困難な場合は、市と協議を行うものとする。”とありますが、当該協議の結果、貴市の理解が得られればAランク未達の提案も可能と理解してよろしいでしょうか。	No.78の回答をご覧ください。
80	37	メインスタンドの整備方針において、“大幅な形状の変更に当たっては、市と協議を行うこと。”とありますが、入札参加者は、提案書提出前にこの点について貴市との協議が可能と理解してよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に定める「大幅な形状の変更に当たっては、市と協議を行うこと。」とは、事業契約締結後に、ご提案いただいた建築施設の形状変更を行う場合の規定です。
81	37	諸室の整備方針において、“諸室の配置変更や大幅な面積変更に当たっては、市と協議を行うこと。”とありますが、入札参加者は、提案書提出前にこの点について貴市との協議が可能と理解してよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に定める「大幅な形状の変更に当たっては、市と協議を行うこと。」とは、事業契約締結後に、ご提案いただいた建築施設の形状変更を行う場合の規定です。
82	38	(1) 建築計画 ・メインスタンドは、座席数1,200席以上を確保すること →個別の状態では1,200席必要でしょうか。	1席単位で分離している座席形状とする必要はありません。
83	38	陸上競技施設の各諸室の最低限必要な面積はどのくらいを想定しているのでしょうか。	要求水準に定める範囲において、事業者の提案に委ねます。
84	39	メインスタンド屋根架構造は、膜構造(テント膜、躯体を除く)の採用は可能か?	その理解で結構です。
85	42	市が調達する、防災無線機(MCA無線機)のスペック・仕様等が分かればご提示いただきたい。	導入する防災無線機(MCA無線機)については、三菱電機システムサービス製のFM-807F02と同等のものを想定しています。
86	44	サイン計画について、「サイン詳細については、市及び神奈川県と協議を行うもの」とありますが、協議の時期はいつでしょうか。	設計業務の中で適宜実施します。
87	44	サイン計画について、「サイン詳細については、市及び神奈川県と協議を行うもの」とありますが、協議による変更に伴って生じる費用は、市の負担との理解でよろしいでしょうか。	関係法令や各種基準を踏まえたうえの提案となり、大幅な変更はないものと想定しています。このため、市の負担は基本的に考えていません。
88	45	周辺環境部分に関する要求水準について、「管理者と協議の上」とありますが、協議の時期はいつでしょうか。	設計業務を実施する期間となります。
89	45	周辺環境部分に関する要求水準について、「管理者と協議の上」とありますが、協議による変更に伴って生じる費用は、市の負担との理解でよろしいでしょうか。	関係法令や各種基準を踏まえたうえの提案となり、大幅な変更はないものと想定しています。このため、市の負担は基本的に考えていません。
90	45	道路用地Aに限り、稲荷神社と西側道路の通路の使用を具体的にご指示ください。	稲荷神社の南西端のフェンスを撤去する予定です。この撤去した箇所が新たな出入口になるように提案をしてください。
91	48	照査技術者の実績・資格は問わないと考えてよろしいでしょうか。	照査技術者については、「技術士(総合技術監理部門、建設部門のうちいずれか)もしくは一級建築士の資格」を有することを求めるよう、変更いたします。
92	48	統括管理責任者や業務責任者(工事監理責任者を含む)は選定事業者の関係者から選任されるものです。設計業務の業務内容において、“さらに、選定事業者は、市、統括管理責任者、業務責任者を含めた定例連絡会議に、工事監理責任者より出席要請があった場合は、出席すること。”とありますが、これらの責任者以外に選定事業者の誰が出席することを想定しているのでしょうか。	定例連絡会議に必ず出席していただく選定事業者の関係者は、原則として統括管理責任者、設計業務責任者、工事監理業務責任者です。なお、その他の出席者については、適宜、選定事業者の判断で選定して頂くことで差し支えありません。
93	49	「(3)国庫補助金申請補助業務」で、選定事業者は、補助申請を行う上で必要となる図書や資料の作成等を行い、市の申請手続に協力することとありますが、その資料の内訳・内容は、どのようなものですか。	設計業務、工事監理業務及び建設業務については、国庫補助金を利用することを想定しており、本市が国庫補助金申請書類を作成することとなりますが、その際に必要な数量算出や図面作成などの支援を予定しています。
94	49	『各種申請業務及びそれに伴う費用については、選定事業者の負担』とありますが、想定される申請業務の種類について御教示ください。	宅地造成許可、建築確認申請、構造計算適合性判定等の工事に伴う各種申請等が想定されますが、設計内容により、申請手続きも変わることから、具体的に必要な申請内容は事業者においてご判断ください。
95	49	各種審議会、各種関係団体の意見が市と協議の上、設計に反映されたことにより、その工事費及びその他費用に増減が生じた場合は精算されるものと理解してよろしいでしょうか。	No.26の回答をご覧ください。

No.	ページ	要求水準書（案）に関する質問の内容	回答
96	49	各種関係団体、とありますが具体的にご教示頂けますでしょうか。	財団法人日本陸上競技連盟及び神奈川県陸上競技協会のほか、茅ヶ崎市体育協会、茅ヶ崎陸上競技協会、茅ヶ崎サッカー協会、茅ヶ崎テニス協会等の市内関係諸団体が想定されます。
97	50	工事監理企業が建築工事監理業務、公園工事監理業務の実績を両方持っている場合、工事監理者は1名でよいと考えて宜しいでしょうか。	要求水準書（案）50頁及び51頁に記述のとおり、業務責任者と業務担当者を求めていることから、工事監理に従事する者はそれぞれ1名以上必要になります。
98	50	工事監理企業が建築工事監理業務、公園工事監理業務の実績を別々に持っている場合、工事監理者は2名になると考えて宜しいでしょうか。	その理解で結構です。
99	51	工事監理者は必要な会議への出席、立会いを行えば、非常駐と考えて宜しいでしょうか。	適正な工事監理が可能ならば、その理解で結構です。
100	51	現場にて立会いの必要な主要工程を御教示ください。	要求水準に定める範囲において、事業者の提案に委ねます。
101	55	(1) 着工前業務 ア近隣調整・準備調査業務 において「選定事業者は、（中略）、地下水位調査を行うこと」とありますが、調査の範囲等の諸条件をご教示願います。	選定事業者が提案する設計内容を踏まえて、必要に応じて調査をお願いします。
102	56	建設工事業務に関して、市道0121号線以外に必要に応じて工事中ゲートを設置する計画としても宜しいでしょうか。	その理解で結構です。ただし市道2436号線に設置することはできません。
103	58	市の確認等に関して、供用開始までに行う市からの検査・確認等に必要期間をご教示ください。	予備日を含めて1週間程度を見込んでいます。
104	58	「建設施設部分の所有権を市に移転する手続き」とは、表示登記、所有権保存登記を行う事と解して宜しいでしょうか。	その理解で結構です。
105	65	ごみ処理業務について、「収集・一次保管」とありますが、保管場所の設置や仕様は事業者の提案との理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
106	68	(8) 修繕業務 ア選定事業者は、規模の大小にかかわらず修繕業務の全てを実施すること。とありますが、大規模な修繕（競技場のトラック表層や人工芝の張替等）の費用を入札段階で見込む必要があるということですか。	その理解で結構です。
107	68	提案入札時期（平成26年7月）から供用開始予定日（平成30年3月25日）まで3年9か月の時期がありますが、修繕業務の要求水準に記載の長期修繕計画の策定に当たっては、供用開始予定日における実勢価格を反映させた概算費用を算定すればよろしいでしょうか。（長期修繕費用の入札価格と本概算費用に乖離が生じた場合は、事業費を変更していただくと理解してよろしいでしょうか。）	要求水準書（案）に規定している長期修繕業務に必要な概算経費の算定は、基本的に提案時点の金額をベースとして内訳書を含めて算定していただくことを想定しています。なお、修繕業務に係る対価は物価変動により改定することを想定していますが、具体的な改定方法については入札公告時にお示しする予定です。
108	69	(イ) 修繕及び更新の実施 本公園施設の機能及び性能を維持するよう、総合競技場のトラック表層及びインフィールド人工芝の張り替え、テニスコートの表層の張り替え、建築物外壁やメインスタンドの屋根等の塗装を事業期間中に適宜実施すること。 →各張り替え作業及び塗装に関して、茅ヶ崎市として何回必要と考えていますか？市が考えている回数を公表願います。	施設の利用頻度や工事の施工方法等により、必要な施工回数は変わると考えられます。施設の予防保全、利用者の利便性維持等の観点から、事業者が必要な回数を想定してご提案ください。
109	71	運営業務の業務責任者および業務担当者は、法令等で資格が定められていない場合は、資格を有してなくても良いのでしょうか。その場合、有資格者（体育施設管理士や体育施設運営士等）を配置する提案は加点対象となりますでしょうか。	法令等で資格が定められていない場合は、資格は求めません。有資格者の配置については、評価の対象となります。
110	72	業務報告書について、利用実績の人数は、施設の使用などで明確に把握できる利用者を対象とした人数との理解でよろしいでしょうか。あるいは、公園の利用者も含まれるのでしょうか。	明確に把握できる利用者を対象とした人数との理解で結構です。
111	72	四半期業務報告事項の「収支報告」は、具体的にはどのような内容を想定しておられるのでしょうか。	S P C の収支の内容を把握できるものとして、事業者の提案をもとに市と協議して定めることを予定しています。
112	74	市で別途定める条例は、入札公告の際にご提示いただくと考えてよろしいでしょうか。	提案いただいた内容をもとに条例を制定します。茅ヶ崎市公園条例や茅ヶ崎市営体育施設条例を参考にしてください。
113	75	周辺施設の利用料金や収益性については公表されるのでしょうか。	市が設置している体育施設については、市ホームページ「公の施設の管理運営状況に関する報告書（ http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kikaku_shiteikanrisha/028181.html ）」や「スポーツ施設（ http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/sports/9726/index.html ）」をご参照ください。
114	75	ウ-（ウ）入会金 入会金の徴収は認めないとありますが、自主事業の入会金の徴収はよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
115	75	ウ-（エ）利用料金の減免 運営側の自主事業の内容が貴市のスポーツ振興事業に合致した内容であれば減免されるのでしょうか。	要求水準書（案）別紙9に挙げられた要件を満たす事業であれば、減免対象とすることが可能です。
116	75	(エ) 利用料金の減免 →利用料金の減免分は、茅ヶ崎市が負担していただけますか？	利用料金の減免分について、市は負担しません。
117	75	表5選定事業者の優先利用枠については、土曜・日曜・祝日の設定は、1/4以下とすることについて、テニスコートは時間帯で1/4とするか、または1面を常に利用できると考えてよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時にお示しします。
118	75	(イ) 優先予約申請の調整 →茅ヶ崎市、指定管理者のどちらが主となって行うのでしょうか。	要求水準書（案）別紙10に記載するとおり、市が行います。

No.	ページ	要求水準書(案)に関する質問の内容	回答
119	75	表5 選定事業者の優先利用枠の基準について、土日祝1/4、平日1/3とあるが、瞬間利用時の数値であるのか?または、総利用可能時間の数値であるのか?	No. 117の回答をご覧ください。
120	75	優先予約申請の調整について、選定事業者の優先利用枠の分母は、休場日を除く使用時間全体との理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
121	75	優先予約申請の調整について、選定事業者の優先利用枠の設定は、自由提案事業を含めた事業者提案を優先していただけるのでしょうか。	市と調整したうえでとなりますが、その理解で結構です。
122	76	予約サービスシステム機材のメンテナンス及び機材更新は貴市の対応と考えてよろしいですか。	その理解で結構です。
123	76	(4) 施設予約 施設予約については、市が導入している公共施設予約サービスのシステムを利用する。本システムに必要な機材については、市が設置することとし、機材以外の電源や通信等のインフラは、選定事業者が準備する。 →利用者の便宜向上のために複数箇所設置希望の場合、複数台設置していただけると理解してよいのでしょうか?	ご提案の内容を見て、可否を判断します。
124	76	本事業の維持管理・運営期間は平成30年3月25日～平成50年3月31日であり、開園準備業務も維持管理・運営業務に含まれますが、開園準備業務の開始時期は供用開始予定日(平成30年3月25日)と理解してよろしいのでしょうか。 この場合の開園準備業務期間(開園予定日)は選定事業者の裁量により決定してよろしいのでしょうか。	開園準備業務は、供用開始予定日前に終了するものとし、開始時期は選定事業者の裁量に委ねます。また供用開始予定日(開園予定日)は平成30年3月25日以前とし、早期に開園する提案を評価します。
125	76	本事業の維持管理・運営期間は平成30年3月25日～平成50年3月31日であり、開園準備業務も維持管理・運営業務に含まれますが、開園準備業務の完了時期は供用開始予定日(平成30年3月25日)と理解してよろしいのでしょうか。 この場合の開園準備業務の開始時期は選定事業者の裁量により決定してよろしいのでしょうか。 また、施設の完工確認等が供用開始予定日の直前となる場合などは、施設内の管理室等での開園準備業務の実施が不可能なことも想定されますが、貴市が設置する予約システムによる予約受付業務などは、施設外で実施しなければならないのでしょうか。	前述の質問については、No. 124の回答をご覧ください。 後述の質問については、開園準備業務が適正に行われるよう事業者適切な工程管理を求めます。
126	77	イ 開園式典及び内覧会等の実施業務 →開園イベントの費用は、茅ヶ崎市の負担で別途計上するのでしょうか?提案書の中で計上するのでしょうか?また、見込んでいる費用がどのくらいの金額でしょうか?	開園イベントの費用については、提案書の中で、ご提案頂いた式典及び内覧会の開催に必要な費用を見込んで下さい。
127	77	イ 開園式典及び内覧会等の実施業務 →現時点での悪天候の場合は、どのように考えていますか?	天候により延期とすることがありますが、悪天候時における場合の対応についても提案を求めます。悪天候であっても、公園部分の供用開始日を変更することは考えていません。
128	78	自由提案施設の利用予約を公共施設予約サービスシステムに組み込むことは可能でしょうか。	自由提案施設の利用予約を公共施設予約サービスシステムに組み込むことはできません。
129	81	飲食物及び物品等提供販売業務の業務内容について、“なお、飲料以外の飲食物及び物品の提供については事業者の任意で提案可能とし、選定事業者の自主事業として独立採算により実施すること。”とあることから、飲料提供は必須業務であり、無料提供(ウォータークーラーなどによる飲料水の提供程度)とし、無料提供飲料を除く飲食物や物品の提供・販売は任意業務であり有料販売と理解してよろしいのでしょうか。	飲料の提供及び販売は必須業務であり、その収入は事業者の収入として、独立採算により実施してください。なお、事業者の提案により、無料で飲料を提供することは可能ですが、市は無料で飲料を提供することに係る費用はお支払いいたしません。
130	81	飲食物及び物品等提供販売業務の業務内容について、“なお、飲料以外の飲食物及び物品の提供については事業者の任意で提案可能とし、選定事業者の自主事業として独立採算により実施すること。”とありますが、飲料の提供・販売による収入は貴市の収入となり、事業者にはサービス購入費として当該業務費用が支払われると理解してよろしいのでしょうか。	No. 129の回答をご覧ください。
131	81	「a 使用料の徴収」で、市は選定事業者から使用料を徴収するようですが、その使用料の目安と根拠を教えてくださいませんか。	実施方針に関する質問に対する回答No.16をご覧ください。
132	81	飲料の自動販売機を設置する場合、使用料は徴収されますか。その金額は	No. 131の回答をご覧ください。
133	81	自主事業としての飲食物及び物品販売場所が別棟となった場合、「補給としての飲料の販売を」上記別棟で統合して良いか?	その理解で結構です。
134	83	広告誘致業務の要求水準に“広告物を設置する場合、市は、都市公園法に基づき設置者の申請に対して許可を行い、広告物設置者から使用料を徴収する。”とありますが、事業者は誘致に係る営業活動のみを行い、当該経費はサービス購入費として貴市より支払われ、当該使用料は貴市の収入となるものと理解してよろしいのでしょうか。	入札公告時にお示しします。
135	83	広告誘致業務の要求水準に“広告物を設置する場合、市は、都市公園法に基づき設置者の申請に対して許可を行い、広告物設置者から使用料を徴収する。”とあります。事業者は指定管理者となりますが、広告設置に係る許可業務は、貴市が実施されるものと理解してよろしいのでしょうか。	その理解で結構です。

No.	ページ	要求水準書（案）に関する質問の内容	回答
136	83	広告誘致業務について、市に使用料を納付すればSPC構成企業が広告物設置者となることは可能でしょうか。	その理解で結構です。
137	83	広告物設置者から徴収する使用料については、事業者の収入とすることができるのでしょうか。	No. 134の回答をご覧ください。
138	84	駐車場料金は選定事業者の収入となりますか。	その理解で結構です。
139	84	安全管理の要求水準に“本公園は24時間開放するため、タウンセキュリティの視点から、安全管理を徹底するとともに、夜間については防犯カメラや緊急通報装置等の防犯設備の設置等による防犯対策を確保した管理を行う。”とあり、“公園管理室にて、モニター監視及び記録を行うこと。”とあります。これらのことから、安全管理業務では、24時間人的管理が必須と理解してよろしいでしょうか。	安全管理業務における24時間の人的管理は必須ではありません。
140	85	(イ)防災・緊急時対応において「災害応急活動に協力すること」とあるが、事業者に求められる協力範囲は何でしょうか。	本公園は、広域避難場所として位置づけられていることから、避難所の運営等に関するものを予定しています。
141	85	(イ)防災・緊急時対応において「災害等の発生に対応できるよう、・・・必要な最低限の資器材等を用意しておくこと」とあるが、事業者に求められる対応および想定されている必要最低限の資器材は何でしょうか。	資器材については、広域避難場所（広域避難地）として必要なものを提案してください。
142	85	(イ)防災・緊急時対応において「風水害その他の事由により、・・・施設の利用制限をする必要がある場合は、市に報告し、承認を得ること」とあるが、対象施設は事業者提案施設を含むすべての公園内施設でしょうか。	自由提案施設を含む全ての公園内施設が対象です。
143	85	イ（ア）業務内容 市内のスポーツ団体等関係団体と交流しようとする場合、貴市から紹介は可能でしょうか、また関係団体とはどのような団体を指すのでしょうか。	市内スポーツ団体等関係団体を紹介することは可能です。なお、関係団体については、No. 96の回答をご覧ください。
144	86	「(8)イ要求水準」で、周辺農地を活用した施設整備等、周辺施設の状況が変化した場合は、現況の施設にとらわれずに積極的に連携を図ることありますが、周辺農地に計画されている施設整備についての情報を提供していただけるのでしょうか。	入札公告時に「柳島向河原地区土地利用基本計画」をお示しすることを考えています。
145	86	事業期間終了時に、原則として自由提案施設を撤去して市に引き渡すこととありますが、事業継続の協議等は行われませんか。	実施方針とともに公表した要求水準書（案）86頁、(9) 事業期間終了時の引継ぎ業務の要求水準のとおりです。
146	別紙3	設計業務責任者と建設業務責任者の兼務は可能でよろしいのでしょうか。工事監理業務責任者と統括管理責任者が別にいれば兼務可能ということでしょうか。	その理解で結構です。
147	別紙5	図面や模型の縮尺や枚数の指定はありますか。	詳細は入札公告時にお示ししますが、図面の縮尺はA1版1/600とし、模型については、図面との比較が行いやすい縮尺を想定しています。なお、枚数は必要に応じた適切な枚数とすることを予定しています。
148	別紙8	「利用料金」の欄における「納付する/しない」は事業者が市に利用料金の一部を納付するという意味でしょうか。あるいは、使用者が有料/無料で各施設を利用するという意味でしょうか。	使用者が有料/無料で各施設を利用するという意味です。
149	別紙8	総合競技場の利用について、インフィールドを専用使用している場合、トラックの個人利用は可能でしょうか。	インフィールドのみの貸し出しを想定してませんが、利用者の安全確保が図られるのであれば、事業者からの提案に委ねます。
150	別紙8	総合競技場（個人利用）の利用料金の設定金額は、時間の制限はなく、1人当たり1回の利用料金との理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
151	別紙9	利用料金が減免となった団体名を開示ください。（実績）	要求水準書（案）別紙13に記載の通り、市主催事業が100%減免、関係団体主催事業のほとんどが100%若しくは50%減免となります。
152	別紙9	利用料金の減免分は、市が補填していただけるのでしょうか。	No. 116の回答をご覧ください。
153	別紙10	（優先順位）第5条の優先順位について、事業者が計画するスポーツ教室などの提案は優先していただけるのでしょうか。	要求水準書（案）75頁、表5選定事業者の優先利用枠に記載のとおり、土曜・日曜・祝日は1/4以下、平日は1/3以下の範囲であれば、市と協議のうえ選定事業者の優先を認めます。詳細は入札公告時にお示しします。
154	別紙13	公園利用実績について、市や協会の行事は毎年度、同じ頻度で開催されるのでしょうか。	その理解で結構です。ただし、将来的に変更する可能性を否定するものではありません。
155	—	ヘリコプター臨時離着陸場について維持管理業務・運営業務の要求水準およびリスク分担表（案）に記載がありませんが、ヘリコプターの離着陸に関する作業・業務は一切行わないという理解でよいでしょうか。	ヘリコプター臨時離着陸場の維持管理は、要求水準書（案）の維持管理業務「公園施設保守管理業務」に該当します。また、ヘリコプター臨時離着陸場を使用する場合は、発災時や緊急を想定していることから、要求水準書（案）の運営業務「安全管理・防災・緊急時対応業務」に該当します。